

次のとおり条件付一般競争入札に付する。

令和8年1月21日

公立大学法人岩手県立大学理事長 石堂 淳

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

ア 調達件名 岩手県立大学で使用する電気の供給

イ 数量

(ア) 公立大学法人岩手県立大学滝沢キャンパス

a 契約電力 820 キロワット

b 予定使用電力量 3,407,866 キロワット時

(イ) 公立大学法人岩手県立大学宮古短期大学部

a 契約電力 160 キロワット

b 予定使用電力量 342,963 キロワット時

(2) 調達件名の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所 公立大学法人岩手県立大学滝沢キャンパス及び宮古短期大学部

(5) 入札方法

ア (1)の件名で契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約単価を乗じて算出した総額で入札に付する。

イ 入札書には、別紙として、契約電力に対する単一の単価及び年額、予定使用電力量に対する料金区分ごとの単価（同一月においては単一のものとする。）並びに月額を記載した入札内訳書を添付すること。

ウ 落札の決定は、入札書に記載された契約電力及び予定使用電力量に対する総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

(1) 岩手県内に本社、支店、営業所又はこれに類する事業拠点を有する者であること。

なお、県内に有する発電所の親会社、子会社及び関連会社は、発電所を事業拠点とみなすことができる。

※ 親会社、子会社及び関連会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項及び第5項に規定する者とする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。

- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に關与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
なお、公立大学法人岩手県立大学は、事業者の役員等が暴力団員等であるかどうかについて警察本部に照会する場合があること。
- (7) 条件付一般競争入札参加申請書類の提出の日から契約予定人を選定するまでの期間に、岩手県から物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 供給電力は、岩手県内に発電所で発電された再生可能エネルギー100%であること。
- (9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2第1項の規定により小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けている者であること。

3 契約条項で示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
郵便番号 020-0693 岩手県滝沢市菓子 152-52
公立大学法人岩手県立大学事務局総務室管財契約グループ
電話番号 019-694-2002（郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量 100g に見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。また、岩手県立大学ホームページから入札説明書をダウンロードすることも可能であること。）
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和8年2月10日（火）午前10時00分 公立大学法人岩手県立大学 本部棟3階 大会議室（入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、同月9日午後5時までに(1)の場所に提出すること。

4 入札保証金

- (1) 入札保証金の納付を求める。ただし、有価証券（国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債権をいう。）及び地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第2条に規定する有価証券）の提供をもって代えることができる。また、競争に参加しようとする者が保険会社との間に公立大学法人岩手県立大学を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合又は岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、免除することができるものとする。
- (2) 入札保証金の納付等に係る書類は、入札参加資格通知書を受けた日から3(2)の入札日時までに3(1)の場所へ郵送（書留郵便（一般書類又は簡易書留）に限り、提出期間内必着とする。）又は持参により提出すること。
- (3) 入札保証金を納めさせる場合の取扱いは、次に定めるものとする。
ア 入札参加者は、入札の所の提出期限までに、その見積もる入札金額（税込）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の3以上の入札保証金を納付又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証保険契約の締結を行い保

険証券を入札書の提出期限までに3(1)の場所に提出した場合は、入札保証金を免除する。なお、入札参加者が入札保証金を納付しようとする場合は、入札保証金に係る届出書(様式第5号)を入札書提出期限の日の7日前(岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)までに3(1)の場所へ提出しなければならない。

イ 入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、公立大学法人岩手県立大学から入札保証金納付通知を受け、指定口座に納付し、納付後は、当該金融機関の収納印のある領収書の写しを3(1)の場所へ提出すること。

ウ 入札参加者は、アの入札保証金に代わる担保が有価証券である場合は、その見積もる入札金額(税込)の100分の3以上の額面の有価証券を有価証券納付書(様式第6号)とともに3(1)の場所へ提出すること。

エ 入札参加者は、アの入札保証金に代わる担保が公立大学法人岩手県立大学が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)の保証である場合は、その見積もる入札金額(税込)の100分の3以上の保証金額である当該懸命に係る保証書を3(1)の場所へ提出すること。

オ イからエまでの書類の提出に当たっては、入札参加者名及び調達件名を記載し並びに「入札保証書類在中」と表面に朱書した封筒に入れ、封かんした上、入札公告3(1)に示す提出先あて郵送(書留郵便(一般書留又は簡易書留)に限り、提出期間内必着とする。)又は持参により提出すること。

カ 既に納付又は提出した入札保証金の金額等(有価証券の総額、金融機関の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。)の変更は認めないものとする。

キ 入札保証金等の納付又は書類に不備等がある者については、その入札を無効とする。

ク 入札保証金の金額等が入札金額(税込)の100分の3に満たない者は、その入札を無効とする。

ケ 金融機関の保証に係る保証期間又は保険証券の保険期間は、令和8年3月31日までの期間を含むものとする。ただし、金融機関による保証期間が契約を締結する見込みの期日(以下「契約締結見込日」という。)を含まなくなる時は、入札参加者に対して、保証期間を変更保証書の締結日から公立大学法人岩手県立大学が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の緊急帰還が交付する変更保証書を提出することを求めるものとする。

コ 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、入札参加者に対し、落札決定後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付するものとする。なお、還付方法については、納付又は提出のあった入札参加者へ、岩手県立大学から個別にお知らせするものとする。

サ 入札保証金等の納付及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す仕様審査に必要な書類を令和8年1月23日(金)午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、公立大学法人岩手県立大学理事長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札への参加 (2)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

(4) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

ア この公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者が提出したもの

イ 調達件名及び入札金額のないもの

ウ 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの

エ 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のないもの又は判然としないもの（記載のない事項又は判然としない事項が、競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが委任状その他で確認されたものを除く。）

オ 調達件名に重大な誤りがあるもの

カ 入札金額の記載が不明確のもの

キ 入札金額の記載を訂正したもの

ク この公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者が提出したもの

ケ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 別に定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。